

保健第33号
令和2年4月22日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長
（公印省略）

4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける
学校給食関係事業者に対する配慮について

このことについて、令和2年4月17日付けで文部科学省及び農林水産省から別添写しのとおり連絡がありましたので、お知らせします。

4月以降も、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況に応じ、学校の臨時休業等の対応が取られています。これに伴い、地域により、引き続き学校給食が休止され、学校給食関係事業者に影響が生じているところであります。

つきましては、市町村（組合）教育委員会におかれましても、別添写しのとおり、学校給食関係事業者への御配慮をお願いします。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班 指導主事（主幹）鈴木 美穂

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684



事務連絡
令和2年4月17日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける
学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）

4月以降も、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況に応じ、学校の臨時休業等の対応が取られています。これに伴い、地域により、引き続き学校給食が休止され、学校給食事業者にも影響が生じていると承知しています。

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでもお願いしてきたところですが、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても、関係事業者等と十分協議を行うとともに、下記資料も参考に、財政担当課とも適宜調整を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

【参考資料】

- ・令和2年度補正予算案に計上された「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（仮称）」について（令和2年4月13日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡）
- ・臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者への対応について（周知依頼）（令和2年4月17日付け農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）
- ・「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）（令和2年4月7日付け2文科初第57号文部科学事務次官通知）（P.9「5. 学校給食休止への対応に関すること」参照）
- ・臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月11日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課連名事務連絡）
- ・臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課・中小企業庁事業環境部取引課連名事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

事務連絡
令和2年4月13日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局

令和2年度補正予算案に計上された「新型コロナウイルス感染症地方創生
臨時交付金（仮称）」について

令和2年4月7日付で公表された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。」とされ、同日付で閣議決定された令和2年度補正予算案に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」（以下「臨時交付金」という。）として1兆円が計上されたところです。（別添1参照）

臨時交付金の詳細については、現在、別途、検討されているところですが、充当対象は、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が定められていないものに限る。）の地方負担額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される予定とのことです。

なお、今回の補正予算により令和2年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（71億円）については、当初における地方負担額に対する算入率である60%）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしています。

このことについては、総務省自治財政局財政課より各都道府県等の財政担当課等に対し、別添2のとおり通知がなされておりますので、今後の臨時交付金の動向に注視しつつ、財政担当課とも適宜調整を進めていただければと思います。

本件については、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてもきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

1. 補正予算計上額 1兆円

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※ ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象

(3) 交付限度額：人口、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に
基づき算定

4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてもきめ細やかに実施する

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

等の事業に充当。

別添2

事務連絡
令和2年4月7日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和2年度補正予算（第1号）に伴う対応等について

政府は、令和2年4月7日に、令和2年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 眞貝

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

政府は、令和2年4月7日に令和2年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）を実施するための新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費1兆6千7億58億円等を追加計上している。また、歳入面で、公債金1兆8千8億57億円（建設公債2兆3千290億円及び特例公債1兆4千4億767億円）を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和2年度当初予算に対し、1兆8千8億57億円増加し、1兆19億4千637億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

緊急経済対策に伴い、地方税における特例措置に伴う減収及び今回の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、1及び2のとおり措置を講ずるとともに、補正予算において地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう3に掲げる交付金が創設される予定である。

1 地方税における特例措置に伴う減収に対する措置

以下の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。

(1) 地方税の徴収の猶予制度の特例に伴う地方債の発行

地方税の徴収の猶予制度の特例創設に伴う令和2年度の一時的な減収に対応するため、地方財政法第5条の特例債である資金手当のための地方債を発行することができることとしている。

(2) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による減収額の補填

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による令和2年度以降の減収額については、自動車税減収補填特例交付金（令和2年度の増額分226億円）及び軽自動車税減収補填特例交付金（令和2年度の増額分23億円）により全額国費で補填することとして

いる。

(3) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置等による減収額の補填

固定資産税及び都市計画税の軽減措置並びに固定資産税の特例措置の拡充・延長による令和3年度以降の減収額については、全額国費で補填することとしている。

2 地方負担の増加に対する措置

今回の補正予算により令和2年度に追加されることとなる経費に係る地方負担については、3に掲げる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」により措置することとしている。

また、今回の補正予算により令和2年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、当初における地方負担額に対する算入率である60%）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の創設

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）を交付することとされている。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の総額は1兆円とされており、各地方公共団体への交付限度額は、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定される予定である。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の充当対象は、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業（ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象とする。）のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が定められていない

ものに限る。)の地方負担額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、
交付限度額を上限として交付額が決定される予定である。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）等について

令和2年4月7日
(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	167,058
① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097
② 雇用の維持と事業の継続	106,308
③ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482
④ 強靱な経済構造の構築	9,172
⑤ 新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000
(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	999
計	168,057

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 公	債	金	23,290		
(2) 特	例	公	債	金	144,767
計					168,057

(備考) 上記の補正により、令和2年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,194,637億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

財政投融资特別会計、労働保険特別会計など7特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	1. 公債金
167,058	168,057
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	(1) 建設公債
18,097	23,290
(2) 雇用の維持と事業の継続	(2) 特例公債
106,308	144,767
(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	
18,482	
(4) 強靱な経済構造の構築	
9,172	
(5) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	
15,000	
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	
999	
合 計	合 計
168,057	168,057

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

令和2年度文部科学省補正予算（案） （初等中等教育局関係抜粋）

学校再開に向けた支援

◆学校における感染症対策事業 137 億円

学校において、基本的な感染症対策の徹底を図る上で必要となるマスクや消毒液の購入等を支援する。

- ・感染症対策のためのマスク等購入支援（幼稚園）【補助率：定額】
- ・感染症対策のための国による布製マスク一括買上げ・配布（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部含む）等）【補助率：10/10】
- ・感染症対策のためのマスク等購入支援（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部含む）等）【補助率：1/2】
- ・特別支援学校スクールバス感染症対策支援【補助率：1/2】

◆修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援【補助率：定額】 6 億円

修学旅行の中止又は延期により発生したキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、財政的な支援を行う。

◆学習指導員等の配置【補助率：1/3】 8 億円

学年末の未指導分の補習等を行うため、補習等を支援する学習指導員等の追加配置を推進する。

学校休業時における子供たちの「学びの保障」

◆GIGA スクール構想の加速による学びの保障 2,292 億円

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、「GIGA スクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現する。

- ・「1人1台端末」の早期実現【補助率：定額】
- ・障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備【補助率：定額】
- ・学校ネットワーク環境の全校整備【補助率：1/2】
- ・GIGAスクールサポーターの配置【補助率：1/2】
- ・家庭学習のための通信機器整備支援【補助率：定額】
- ・学校からの遠隔学習機能の強化【補助率：1/2】
- ・「学びの保障」オンライン学習システムの導入【委託事業】

※ 上記の補助率については、公立学校分を示している。

新型コロナウイルスに伴う学校再開等支援

令和2年度補正予算額（案） 155億円
（文部科学省所管）



（経緯・目的）

- 文部科学省においては、3月2日から春季休業の開始日までの間、新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、子供たちの健康、安全のため、多くの子供達や教職員が日常的に集まることによる感染リスクを予め抑える観点から、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に対し、一斉臨時休業の要請を行った。
- その後の国内の感染状況としては、新規の感染者数が都市部を中心に増加し、感染源が不明な感染者も増えてきており、依然として厳しい状況。新学期を迎えるに当たっては、引き続き警戒を一切緩めることなく、学校の再開に向けた準備を進めることが必要。
- 文部科学省は、学校再開に向けたガイドラインにおいて、感染症対策として、毎朝家庭又は学校で検温を行うこと、飛沫をとばさないようマスクを装着するなど指導すること、特に児童生徒等が手を振れる箇所は消毒液を使用し清掃を行うこと、とりわけ重症化リスクの高い障害のある児童生徒等については一層の感染対策を行うことなどを示しており、このような状況を踏まえ、国としても、学校における感染症対策等への支援を実施する。

I 新型コロナウイルスに伴う学校保健に係る特別対策事業等（143億円）

学校において、3つの条件が同時に重なることを避けるため、基本的な感染症対策の徹底を図る上で必要となる以下の施策を実施する

1. 感染症対策のためのマスク等購入支援（133億円）

【幼稚園】

感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要となる経費を補助する。

補助率 10/10（1施設あたり50万円以内）

【小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部含む）等】

- 学校再開にあたり、集団感染のリスクを避けるため、布製マスクを国が一括で買い上げ、4月及び5月以降にかけて、小中学校等の児童生徒及び教職員に対し約1,400万枚を計2回配付する。

補助率 10/10

- 布製マスク、清拭用消毒液、手指用消毒液、手指用消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に必要となる経費を都道府県等に対し補助する。 ※

補助率 公立：1/2 国立：10/10

2. 特別支援学校スクールバス感染症対策支援（4億円）※

障害のある幼児児童生徒の安全安心な通学環境を確保するため、特別支援学校のスクールバスにおける、感染リスクの低減を図るための取組等を実施する学校設置者に対し補助を行う。

補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10

II 未指導分の補習等のための支援（8億円）

一斉臨時休業等に伴う学年末の未指導分の補習等を行うため、朝時間や放課後、土曜日等を活用しながらの補習等を支援する学習指導員の追加配置に必要な経費を支援

未指導分の補習等のための学習指導員の追加配置

「補習等のための指導員等派遣事業」の学力向上を目的とした学校教育活動支援（補助率1/3）として、学習指導員の追加配置を支援。

III 子供のための体験活動等への支援（5億円）

新型コロナウイルスの影響により不安を覚えている子供達の元気を取り戻すため、青少年教育団体が提供する自然体験活動の実施を支援

自然体験活動等推進プログラムの実施

青少年教育団体を通じて、全国の子供たちが自然体験活動に参加する機会を提供

3. 修学旅行の中止や延期に伴う追加的費用への支援（6億円）※

学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期に係る追加的費用について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、学校設置者が負担した場合の経費を補助

○補助率

定額補助（上限：12,060円）

※は学校保健特別対策事業費補助金

GIGAスクール構想の加速による学びの保障

令和2年度補正予算額（案）2,292億円



文部科学省

目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急を実現

児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の早期実現 **1,951億円**

令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援、令和元年度補正措置済（小5,6,中1）に加え、残りの中2,3,小1~4すべてを措置

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 **11億円**

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備

71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援

対象：公立の小・中・特支、高等学校等
公立：1/2

GIGAスクールサポーターの配置

105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
国立：定額、公立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 **147億円**

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等、年収400万円未満（約147万台）
国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 **6億円**

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 **1億円**

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

施策の想定スキーム図



※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

担当局課一覧

事業名	担当局課	電話番号
学校再開に向けた支援		
学校における感染症対策事業		
感染症対策のためのマスク等購入支援	初等中等教育局幼児教育課 初等中等教育局健康教育・食育課	03-6734-2373 03-6734-2976
特別支援学校スクールバス感染症対策支援	初等中等教育局特別支援教育課	03-6734-2430
修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援	初等中等教育局児童生徒課	03-6734-2389
学習指導員等の配置	初等中等教育局財務課	03-6734-3704
学校休業時も含めた子供たちの「学びの保障」		
GIGAスクール構想の加速による学びの保障		
「1人1台端末」の早期実現 GIGAスクールサポーターの配置 家庭学習のための通信機器整備支援 学校からの遠隔学習機能の強化	初等中等教育局情報教育・外国語教育課	03-6734-4871
障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備	初等中等教育局特別支援教育課	03-6734-3716
学校ネットワーク環境の全校整備	初等中等教育局情報教育・外国語教育課	03-6734-3802
「学びの保障」オンライン学習システムの導入	初等中等教育局初等中等教育企画課	03-6734-3803

事務連絡
令和2年4月17日

学校給食食材納入事業者の団体 御中

農林水産省食料産業局食品流通課

臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食
関係事業者への対応について（周知依頼）

4月以降も、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況に応じ、学校の臨時休業等の対応が取られています。これに伴い、地域により、引き続き学校給食が休止され、学校給食事業者にも影響が生じていると承知しています。

つきましては、以下のことについて貴団体の会員に周知いただくようお願い申し上げます。

1 学校給食関係事業者の事業継続等のための施策について

学校給食事業者等を含む食品産業事業者における雇用の維持、事業継続については、3月10日に取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策一第2弾一」で対応してきたところですが、この度、影響を受けている学校給食事業者についても、令和2年度補正予算案に計上された補助制度や金融支援等により幅広く支援される方向です。これらの活用により事業継続等に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

<別添1>

- ・持続化給付金
- ・雇用調整助成金
- ・学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業（マッチング事業）
- ・食品産業資金融通円滑化対策（債務保証）

2 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に関する対応について

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでも学校設置者等に対しお願いしてきたところですが、この度、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても別添の事務連絡を学校設置者等に発出したところ です。

事業者の皆様におかれては、これらを踏まえ学校設置者等の関係者と十分協議を行い、対応いただくようお願いいたします。また、食材の納入を発注取り消し等で影響を受ける事業者・生産者に対しても適切に対応いただくようお願い申し上げます。

<別添2>

- ・ 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年4月17日付事務連絡 文部科学省健康教育・食育課、農林水産省食品流通課）

<本件連絡先>

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線 4150）

生産局畜産部牛乳乳製品課

乳業班

TEL：03-3502-8111（内線 4931）

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号^(注)に加え、以下をご用意ください。

(注) 通帳の写し(法人：法人名義、個人事業主：個人名義)で確認します。

法人の方

- ① 法人番号、② 2019年の確定申告書類の控え、
③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

- ① 本人確認書類、② 2019年の確定申告書類の控え、
③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で

完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口

を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、
4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3, 4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

厚生労働省HP



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020410企01

【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を上げます **NEW**
【中小企業: 2/3から4/5へ】【大企業: 1/2から2/3へ】
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の上乘せをします **NEW**
【中小企業: 4/5から9/10へ】【大企業: 2/3から3/4へ】
 - ア 1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。) をしていないこと
 - イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします **NEW**
教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額の引き上げを行います。【中小企業: 2,400円】【大企業: 1,800円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ 新規学卒採用者等も対象としています
新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます **NEW**
「緊急対応期間」に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします **NEW**
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。
ただし、①生産指標の要件緩和については、
緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます。

- ① 生産指標の要件を緩和します **NEW**
 - ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で10%の減少が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを5%減少とします。
 - イ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています
- ③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています
過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象としています。
- ④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています
(※この場合の、生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比べます。)
- ⑤ 休業規模の要件を緩和します **NEW**
休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。

- ① 事後提出を可能とし提出期間を延長します **NEW**
すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは、事後に提出することが可能です。
(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします **NEW**
短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し、活用しやすくします。
- ③ 残業相殺制度を当面停止します **NEW**
支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止します。

【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
(例: 客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
(例: ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
(例: 8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+**上乗せ**助成
- ・教育訓練加算額UP

緊急対応期間

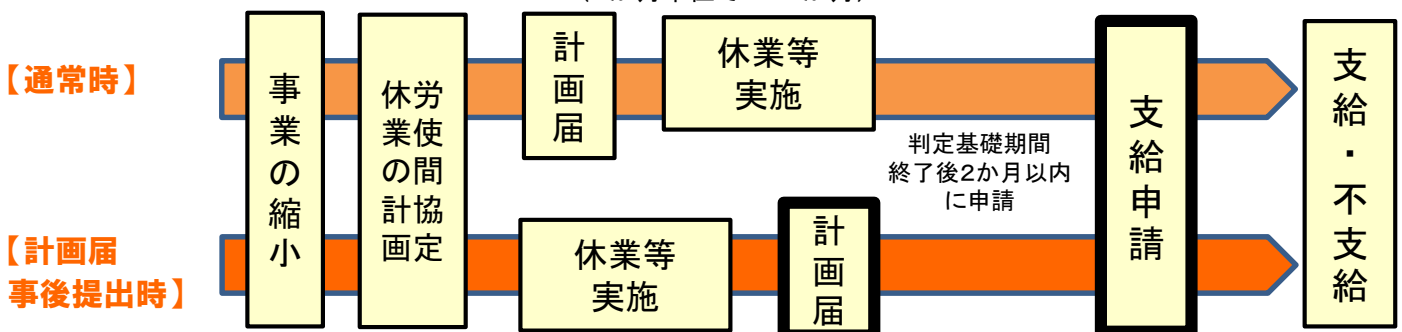
令和2年4月1日

- ・対象労働者の**拡大**
- ・支給限度日数は**別カウント**

令和2年6月30日

◆支給までの流れ

1~3判定基礎期間
(1か月単位で1~3か月)



＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、実需者等とのマッチングや保管・配送料等の費用を支援します。

＜事業の内容＞

1. 販売サイト支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先とのマッチングを行うサイトを既存の販売サイトの中に増設、運営、周知する取組を支援するとともに、当該サイトでの販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

2. 地域における取組支援対策

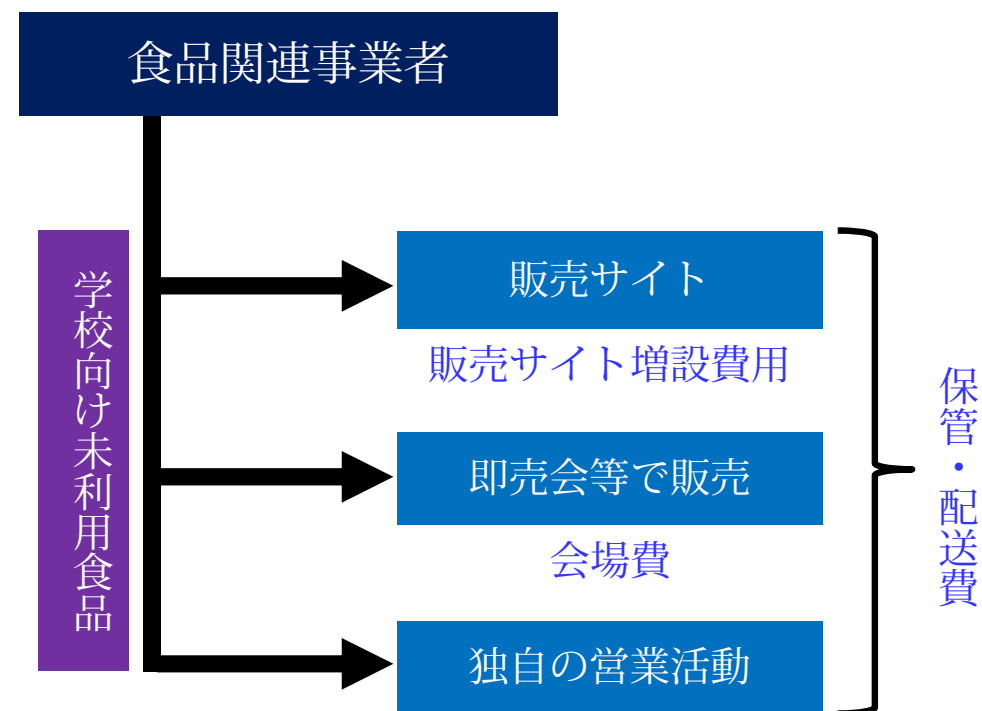
地域において学校向け未利用食品の即売会の開催など新たな販売先を確保するためのマッチングを行う取組を支援するとともに、当該取組での販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

3. 事業者への配送料等への支援対策

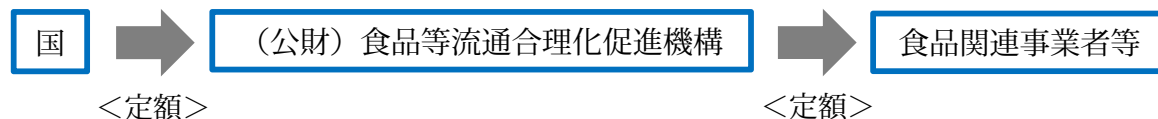
学校向け未利用食品の新たな販売先を独自に確保した際の保管・配送経費を支援します。

＜事業イメージ＞

新たな販路へのマッチング支援



＜事業の流れ＞



10 食品産業資金融通円滑化対策

【令和2年度補正予算額 2,200百万円】

<対策のポイント>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境に置かれている**外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通を支援**します。
- 感染拡大時の業務継続や需要喚起の観点から**食品流通事業者等が行う品質管理の高度化等の施設整備などの取組を支援**します。

<政策目標>

- 食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0% [令和3年度まで]）
- 食料品流通業者の経営が新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復（令和元年の販売額：120兆円（商業動態統計））

<事業の内容>

1. 中堅外食事業者資金融通円滑化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者のうち、セーフティネット保証を受けられない**中堅・大手事業者の資金調達**が円滑に行われるよう、**債務保証により信用力を強化**するとともに、**債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応**します。

2. 中小食品流通事業者の信用力強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している**中小食品流通事業者等**において、品質管理の高度化等施設の整備に係る**民間金融機関からの資金調達が可能となるよう債務保証により信用力を強化**するとともに、**既往の債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応**します。

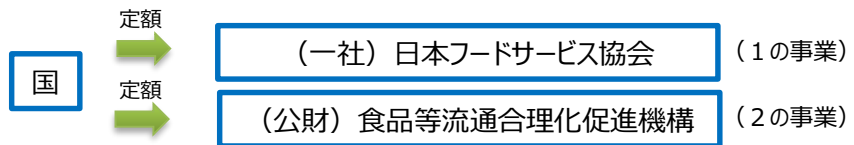
保証対象者

下記事業の認定を受けた食品流通事業者等

保証対象事業

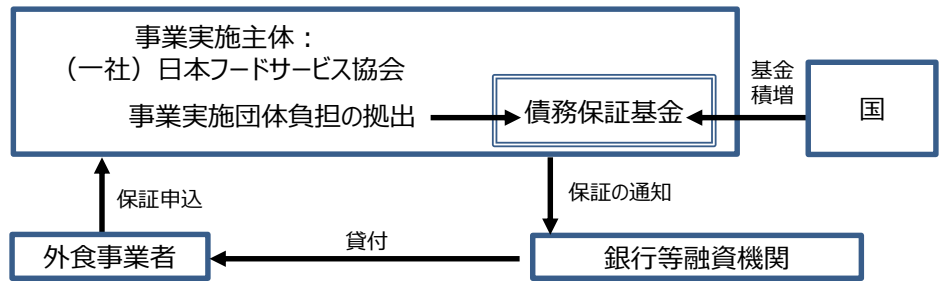
食品等流通法に基づく認定食品等流通合理化事業（品質管理の高度化、流通の効率化等）などの実施に必要な資金に係る民間金融機関からの借入を対象

<事業の流れ>

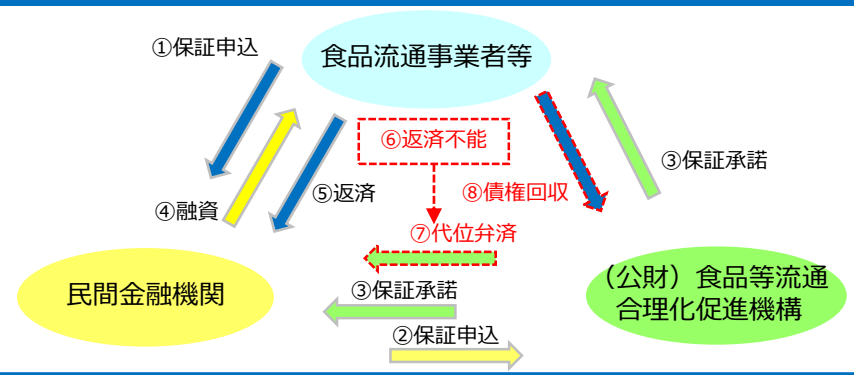


<事業イメージ>

1. 外食事業者の債務保証基金への支援スキーム図



2. 食品流通事業者等の債務保証のスキーム図 (※法律に基づく事業の認定後)



【お問い合わせ先】 (1の事業) 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)
 (2の事業) 食料産業局食品流通課 (03-3502-8267)

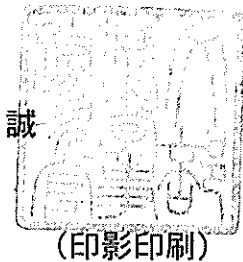
昨日、全ての都道府県が緊急事態措置の対象となったことを受け、ガイドラインを変更し、学校の臨時休業の考え方を示します。



2文科初第137号
令和2年4月17日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠



「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について（通知）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に基づき、新型インフルエンザ等対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。

今般の対処方針の改定により、これまで緊急事態宣言の対象区域に属する7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に、新たに6道府県（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）を加えた地域を「特定警戒都道府県」と総称するとともに、これら特定警戒都道府県以外の県についても、感染拡大の傾向がみられることから、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

これを受け、下記の通り、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」における「1. 臨時休業の実施に係る考え方について」に、新たに「(3) ② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について」を追加しました。

このことを、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄

の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

記

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について

特措法第 45 条第 2 項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第 24 条第 7 項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏 や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。臨時休業を行う場合には「2. 学習指導に関すること」から「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を参照しつつ、子どもの学びや心身の健康の保持・増進等に十分に留意ください。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課(内2367)
- 教科書の取扱いに関すること
初等中等教育局 教科書課(内2411)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)
- 子供の居場所確保に関すること
 - ・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課(2918)
 - ・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課(内2464)
- 幼稚園の預かり保育に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内3136)
- 私立学校に関すること
高等教育局 私学部 私学行政課(内2532)
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課(内3370)
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課(内2939)

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月17日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業

を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、地域区分の考え方に関して、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

IV.提言

1. 地域区分について

(2) 地域区分の考え方について

- 「3月19日の提言」における「II 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記(1)の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(p4脚注参照。爆発的患者急増)と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート(爆発的患者急増)を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²(以下「3つの密」という。)を避けるための取組(行動変容を、より強く徹底していただく必要がある)。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。 (下線は文部科学省)

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていくなかで、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることとなります。

- 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります（特措法第 45 条第 2 項）。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます（同条第 3 項）。
- 市町村においても対策本部が設置され³、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うこととなります。

① 学校施設の使用制限等の要請があった場合の対応について

上記の要請に基づく臨時休業を行う場合には、

- 後述の「2（2）登校日の設定について」の趣旨に基づく児童生徒等の登校日の設定については、必要最小限度にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください。登校日を設ける場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。以下同じ。）を避けるため、分散登校や換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください。
- 教職員の勤務については、児童生徒等の学習の保障の見地から必要な業務を継続していただくこととなります。その際には、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

³ 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第 34 条第 1 項）。

- ・ 子供の居場所の確保に向けた取組については、要請の趣旨を踏まえつつ、
 - － 保護者が医療従事者である場合
 - － 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
 - － ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
 - － 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
 などについて、都道府県等の首長部局と十分相談の上、検討ください。
 居場所の確保の取組を行う場合には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、3つの密を避けて行ってください。
- ・ また、これらの居場所の確保の取組を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
- ・ 児童生徒等の健康保持の観点から、地域における感染拡大の状況を踏まえ、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についても検討ください。

② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について

特措法第45条第2項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第24条第7項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏⁴や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。臨時休業を行う場合には「2. 学習指導に関すること」から「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を参照しつつ、子どもの学びや心身の健康の保持・増進等に十分に留意ください。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条（略）

2～6（略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

⁴ 在籍児童生徒の大部分が徒歩で通学している場合、自転車で通学している場合、バスや電車等で通学している場合により、考慮すべき範囲は異なる。

8・9 (略)
(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 (略)

2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の(1)に示すICT等も活用した家庭学習と、(2)及び(3)に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

(1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」⁵に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日(授業日を含む。以下同じ。)を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与されているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、主たる教材である教科書が、臨時休業期間中における家庭学習にも用いられるよう、各学校に納入された教科書について遅滞なく児童生徒に給与すること。

4. 心のケア等に関すること

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」等）を適宜周知・設置するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

5. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

6. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員につ

いても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

7. 子供の居場所確保に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

(1) 学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

(2) 給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

なお、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から学校施設の使用制限等の要請があった場合については、「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」に記載する子供の居場所の確保に向けた取組に関する記載に基づき対応いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

- <児童生徒等>
- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
 - ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と

**学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等**

を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
(「感染拡大警戒地域」)

- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

公共交通機関を
通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業
実施せず

首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請

臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

事務連絡
令和2年3月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている
学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）

この度、政府による全国一斉臨時休業の要請を踏まえ、大多数の学校において臨時休業の措置が取られており、これに伴い学校給食が休止されたことにより、学校給食関係事業者にも様々な影響が生じています。

学校再開後も安定的に学校給食を提供することは、児童生徒の心身の健全な発達に極めて重要であるため、この度取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、学校給食も含めた関係事業者に対して、補助制度や金融支援等により幅広く支援を講じることとしています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業に対する官公需の発注に当たっては、別添のとおり、既に中小企業庁長官から各都道府県知事等に対して、特段の配慮の要請が行われているところです。

ついては、学校の設置者におかれても、別添の要請に準じて、学校給食関係事業者に対する特段のご配慮をお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、本件について周知くださるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

20200302中庁第4号
令和2年3月3日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。

政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

つきましては、貴府省等の官公需の発注にあたっては、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、契約の着実な履行はもとより、下記の事項に関する特段の御配慮についてお願い申し上げます。また、本内容に関しては、所管各部署（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくよう、お願いいたします。

記

1. 柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

国等は、中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めるものとする。

2. 適切な予定価格の見直し

国等は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うものとする。

3. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

以上

20200302中庁第4号
令和2年3月3日

各都道府県知事 殿

中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。

政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

こうした状況の中、国等の官公需の発注にあたっては、本日付けで各府省等に対して、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮について要請しております。貴都道府県におかれましても、官公需の発注にあたっては、別添の国等への要請に準じて、契約の着実な履行はもとより、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、貴都道府県下の人口10万人以上の市及び特別区（東京都のみ）宛てには、別途通知しておりますが、加えて、各市（区）町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

20200302中庁第4号
令和2年3月3日

人口10万人以上の市の長及び特別区の長 殿

中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。

政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

こうした状況の中、国等の官公需の発注にあたっては、本日付けで各府省等に対して、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮について要請しております。貴市及び貴区におかれましても、別添の国等への要請に準じて、契約の着実な履行はもとより、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の御配慮をお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課
中小企業庁事業環境部取引課

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている
学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）

この度、政府の要請を踏まえた全国一斉の学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が取りまとめられ、学校給食費に関する保護者の負担軽減や、学校給食事業者に対する支援策が盛り込まれたところで（別紙参照）。

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮については、令和2年3月11日付け事務連絡「臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について」により依頼を行ったところですが、調理業務等受託者からは、契約書には「相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。」と記載があるにも関わらず、協議がなされないなどの事例もあるとの意見が届いております。特に、学校給食法第11条第1項、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第5条第1項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条第1項に基づき、学校の設置者が負担することとなっている「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの」に関する業務を委託している場合には、下記の事項に関する特段の御配慮についてお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小中学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、本件について周知くださるようお願いいたします。

記

学校の設置者は、政府の要請を踏まえた学校の臨時休業に伴い学校給食が休止となっている現状を踏まえ、その実情に応じて、受託事業者と十分協議されたいこと。その際、学校給食の安定的な実施を図る観点にも配慮されたい。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線 2694、2692）

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課
外食産業室

TEL：03-6744-7177

中小企業庁事業環境部取引課

TEL：03-3501-1669



1. 学校給食費返還等事業

保護者負担軽減の観点から、原則3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費（食材費）の保護者への返還等について、政府から学校設置者に要請。
保護者への返還や食材のキャンセル費等により学校設置者の負担となる費用に対し、国が補助を行う。

【補助対象経費】

- 学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（学校設置者が当該食材を転売できた場合、売上金額分は除く）
- 事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（事業者が当該食材を転売できた場合、売上金額分は除く）
- その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）

【補助割合】

- 公立：3/4 国庫補助、1/4 地方負担(うち8割は特別交付税措置)
- 国立：10/10 補助
- 私立：3/4 国庫補助（公立給食費平均額の3/4が上限）

※ 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）が対象
※ 学校給食費を無償化している場合も対象

2. 衛生管理改善事業

学校給食再開に向け、学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）が職員研修や設備等購入を行う際に係る経費を地方公共団体が支援する事業に対し、国が補助を行う。

【補助対象経費】

< 研修費 >

- 令和2年4月からの学校給食再開に向けた、新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための研修参加料、テキスト代（従業員3人以下の企業の場合は、研修開催のための会場借料費や業務代替人件費についても対象）
[従業員3人以下の企業の場合の限度額：22万円]
[従業員4人以上の企業の場合の限度額：5千円]

< 設備更新費 >

- 自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に係る経費 [限度額：45万円]

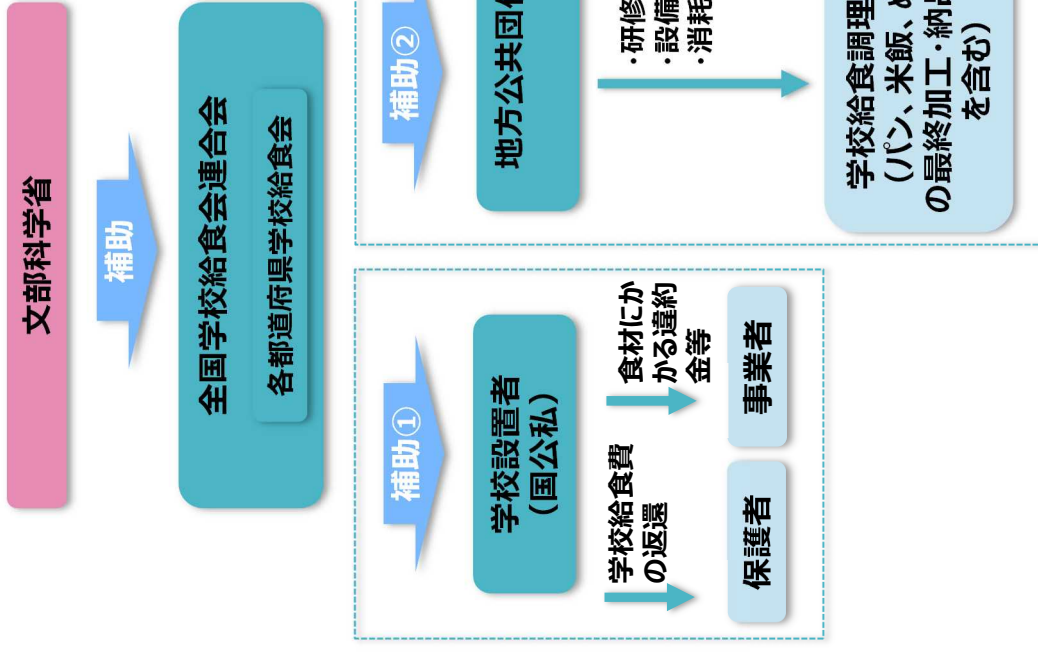
< 消耗品費 >

- エプロン、帽子（落髪防止用）、手袋、マスク、長靴（防滑性）、アルコール溶液、デジタル温度計（食品用防水センサー）、室内用温度計などの衛生関係消耗品の購入費 [限度額：30万円]

【補助割合】

- 2/3 国庫補助、1/3 地方負担(うち8割は特別交付税措置)

事業の流れ



学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち 新たな販路へのマッチング等促進対策

【令和元年度予備費 396百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、**実需者等とのマッチングや保管・配送料等の費用を支援**します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 販売サイト支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先とのマッチングを行うサイトを既存の販売サイトの中に増設、運営、周知する取組を支援するとともに、当該サイトでの販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

2. 地域における取組支援対策

地域において学校向け未利用食品の即売会の開催など新たな販売先を確保するためのマッチングを行う取組を支援するとともに、当該取組での販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

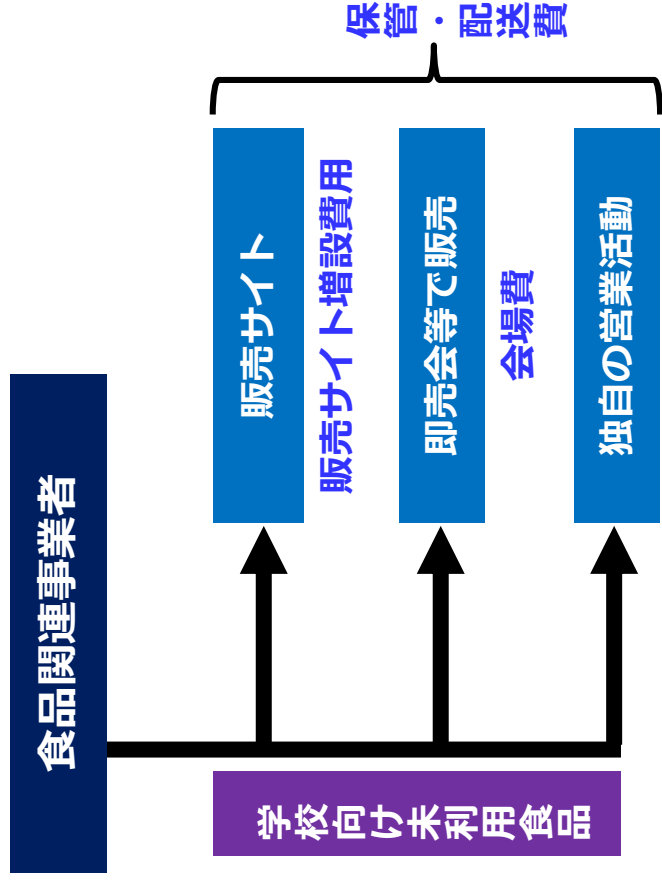
3. 事業者への配送料等への支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先を独自に確保した際の保管・配送経費を支援します。

＜事業の流れ＞



新たな販路へのマッチング支援



<定額>

<定額>

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、**食品関連事業者等が、フードバンクに寄附する際に輸配送費や処理費を負担する**場合に、**再生利用（飼料化・肥料化等）する際に輸配送費や処理費を負担する**場合に、**その費用を支援**します。

＜事業の内容＞

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）
- ・小口配送便等により行うもの：定額（70円/キログラム以内）

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図②)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）
- 再生利用に係る処理費(右図③)
- ・定額（32円/キログラム以内）

《両対策の主な要件》

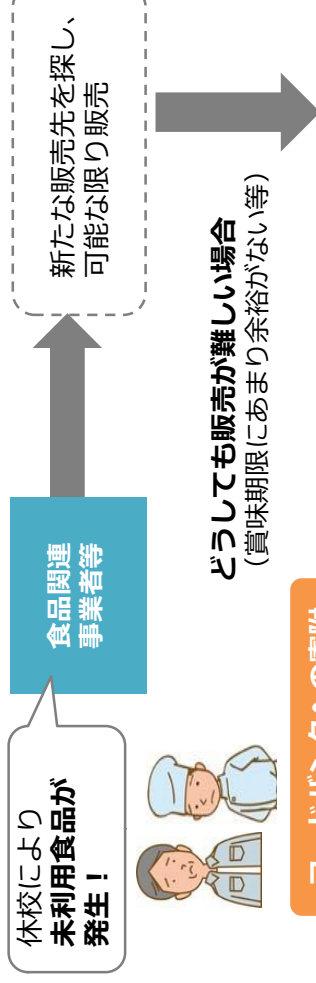
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること（令和2年2月27日～3月31日の取組が対象）。
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

＜事業の流れ＞

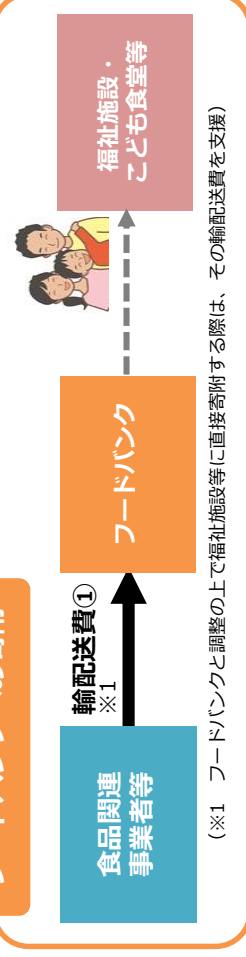
定額



＜事業イメージ＞



フードバンクへの寄附



どうしてもフードバンクへの寄附が難しい場合

（消費期限・賞味期限切れ、品質劣化等）

飼料・肥料等への再生利用

